

令和7年 第13回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 － 令和7年12月22日（月） 午後2時00分～午後3時00分
場 所 － 高層館12階 選挙管理委員室
出席者 － （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、
菊川係長、山口副主査、澤埜事務職員

（大毛委員長）

それではただいまより、第13回選挙管理委員会を開会いたします。

本日の案件は4つあります。

案件1は、堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてです。案件2は、堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてです。案件3は、選挙人名簿の定時登録についての報告です。案件4は、その他となっております。

それでは案件1をお願いいたします。

（澤埜事務職員）

それでは、案件1、議案第5号、堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

こちらの議案は、最近の物価変動等を考慮し、国政選挙における選挙運動用ポスター作成の公費負担限度額を引き上げることを内容とした公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、本市としましても、こちらの限度額を国政選挙に係る引き上げ額と同額を引き上げることとするという内容になります。

1番の改正の趣旨について、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスター作成の公費負担限度額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。

2番の施行期日については、公布の日になります。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

こちらは、条例改正の改め文になります。議案第6号でご説明いたします堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正と、改正の趣旨と同じことから、1つにまとめた形式の改め文となります。こちらの改め文が、市議会に提案する議案になります。

続きまして、資料3ページをご覧ください。

こちらからは、改正内容についての新旧対照表になります。改正内容について、順にご説

明いたします。

第9条について、選挙運動用ポスター作成の公費負担限度額を引き上げるものです。

第1号、当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合、現行では541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額を作成単価の限度額としておりましたが、541円31銭を586円88銭に引き上げます。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

先ほどの内容の続きになります。

第2号、当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合、現行では28円35銭に当該500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に270,655円及び316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額を作成単価の限度額としておりましたが、28円35銭を30円73銭に、270,655円を293,440円に引き上げます。

案件1、議案第5号についての説明は以上でございます。

この内容にて、令和8年2月の市議会に提案することとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。

(大毛委員長)

案件1について質問はございませんか。

(裏山委員長代理)

提示場の数が500か所、これを超える市議会議員選挙の選挙区はあるのですか。

(清瀬係長)

市全体で約980か所、一番多いところは堺区で186か所ですので、500か所を超える選挙区はございません。

(大毛委員長)

市議会議員選挙では対象になるところはないということですか。

(清瀬係長)

はい。

(裏山委員長代理)

市長選挙の場合は500か所を超えるということですね。

(菊川係長)

はい。

(裏山委員長代理)

国政選挙もこの内容とほぼ同じということですか。

(菊川係長)

はい。国政選挙に準じて改正を行っております。

(大毛委員長)

衆院選の16区、17区で500か所を超えるところはありますか。

(清瀬係長)

ございません。

(大毛委員長)

他にございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件1については了といたします。

次に、案件2をお願いいたします。

(澤埜事務職員)

それでは、案件2、議案第6号、堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

こちらの議案も、議案第5号と同様、最近の物価変動等を考慮し、国政選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担限度額を引き上げることを内容とした公職選挙法施行令の一部改正が行われましたので、本市としましても、こちらの限度額を国政選挙に係る引き上げ額と同額を引き上げることとするという内容になります。

1番の改正の趣旨について、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。

2番の施行期日については、公布の日になります。

続きまして、資料6ページをご覧ください。

こちらは、先ほどご説明いたしました改め文になります。

続きまして、資料7ページをご覧ください。

こちらは、改正内容についての新旧対照表になります。改正内容について、順にご説明いたします。

第4条について、選挙運動用ビラ作成の公費負担限度額を引き上げるものです。

第1号、当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合、現行では7円73銭を作成単価の限度額としておりましたが、7円73銭を8円38銭に引き上げます。

第2号、当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合、現行では5円18銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額を作成単価の限度額としておりましたが、5円18銭を5円62銭に、386,500円を419,000円に引き上げます。

案件2、議案第6号についての説明は以上でございます。

この内容にて、令和8年2月の市議会に提案することとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。

(大毛委員長)

案件2について質問はございませんか。

(裏山委員長代理)

単価と加える金額がどちらも増えていますよね。先ほどのポスターも一緒だと思うのですが、この意味は、先ほど言われた物価が上がっているという意味なのでしょうか。単価を上げるだけではいけないのですか。

(菊川係長)

5万に単価の8.38をかけて41万9千円になっておりますので、単価に連動して加える金額も上がっています。

(裏山委員長代理)

金額の上がっている幅が、改正の趣旨に合っているということでよいですか。

(菊川係長)

国がそのように判断されて、単価が上がりましたので、本市においても改正させていただきます。

(裏山委員長代理)

例えばビラを作成するにあたっての単価そのものが上がっているから、そのうちの公費負担としては、これくらいは妥当だろうということですね。整合性があるということですね。

(菊川係長)

様々な調査をされたのだと思います。

(裏山委員長代理)

国の方が変わったから市も変えます、で済むかも知れないですが、趣旨をはっきりしなければならないのではないかなと思います。

(大毛委員長)

全国平均をとって、はじき出した金額でしょうね。大阪は特別に高くしてあげるということではなく、全国的に単価を決めてしまったということです。

他にございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 2 については了と致します。

次に、案件 3 をお願ひいたします。

(菊川係長)

それでは、案件 3 について報告させていただきます。

令和 7 年 12 月 1 日基準日における「選挙人名簿の定時登録」の件でございます。

資料 9 ページをご覧ください。1 の右欄囲みにありますように 今回の登録者数は 8,122 人で、内訳として、その下の囲みの 18 歳到達者が 1,954 人、さらにその下の囲みの転入者が 6,168 人でございます。結果として、2 の登録者の総数は、676,355 人でございます。

1 枚めくっていただきまして、次のページですが、上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しています。

その表の左下太枠部分の 676,858 人が令和 7 年 9 月 1 日の登録者総数で、右端太枠部分が先ほど申しました 12 月 1 日基準日の差引登録者総数 676,355 人ですので、今回 503 人、減少しています。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下太枠部分の 387 人が令和 7 年 9 月 1 日の登録者総数で、右端太枠部分が 12 月 1 日基準日の差引登録者総数 389 人

ですので、今回2人増加しています。

資料11ページから資料14ページに、「区ごと・投票区別の一覧表」を掲載しています。

続きまして、資料15ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者の規模別に分類したものでございます。

表の下に記載している最小761人とあるのは美原区第7投票区 菅生地区会館で最多の12,338人とあるのは中区第8投票区 東百舌鳥小学校でございます。

1枚めくっていただきまして、資料16ページでございますが、12月1日基準日の登録者総数に基づく告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す50分の1の数は、13,528人でございます。

次に市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す6分の1の数は、112,726人でございます。

最終行の議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数ですが、179,393人でございます。

最後に、資料17ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の3分の1の数を示しています。

報告は以上でございます。

(大毛委員長)

案件3について質問はございませんか。

(池西委員)

報告内容と直接関係はないのですが、資料15ページの投票区の登録者数の状況の一覧表を見せていただいて、1,000人以下の投票区と、1万人以上の投票区がこれだけあるということは、今まで議論があったと思いますが、これから先、投票所を維持、管理していくためには、投票従事者や立会人の方の負担を考えると、あまりにも10倍の差があるというのは何か改善の方法を模索して行く必要があると思います。

当然、有権者の投票の利便を考えるのが一番であるということは間違いないと思いますが、将来的に投票従事者や立会人の方の負担を考えていくと、今からでも1,000人以下のところを集約するなりして投票所の管理をしやすいようなやり方をこれから考えていったらどうかなと思います。もちろん歴史的なこともあるでしょうし、美原がこれだけ多いというのは、歴史的な問題もあるとは思うのですが、改善の方法を地元に投げかけ、地元の協力を得ながらやっていかなければならぬと思います。今まで議論はなかったのですか。

(小須田事務局長)

たくさんありました。

ただ、区選管に頑張っていただかないといけないところがあります。

職員が減っていき、地元の立会人の方も減っていく。全体的に人口が減っていくなかで、

従事できる方の確保が難しくなっていきますので、やっていくべきだと思います。ただ、総論賛成、各論反対というところがありますので、できるようなところから徐々に進めるというやり方がよいと思います。

(池西委員)

できないということの理由があれば、その理由を一つずつ潰していく、対応していく手段というのを考えたらいいと思います。

投票区の登録者が少ないところというのは、小さい集会所等だと思いますが、管理上の問題もあるでしょうし、経営上の問題もあるでしょうし、そういう意味も含めて何か改善方法というのは考えられないかなと思います。

私の住んでいたところは、南区の上神谷という地域ですが、もともと2つの投票所がありました、現在は1か所、青少年の家に統合されています。当然、投票所に行くまでの距離は伸びますけれども、特段大きな反対というのはなかったように思います。

高齢者の方や障害者の方が行きやすいような方法を地域で考えていくということも必要なので、そういう対応は必要ですが、管理上の問題も含めたら、これから改善していくべきだと思います。

(大毛委員長)

他にございませんか。

(西委員)

やはり経費、人件費が上がっています。携わる人が多ければ多いほど楽ですが、コストの問題があります。

投票所の問題について、各区で共通の話題としてどのように考えているか。

また、高齢者の問題について、どのようにフォローアップをしていくか。各区、地域で考えて貢献していただけたらなと思います。

(大毛委員長)

有権者にとっては近いところで投票したいという願いがあります。

よって、投票所の統合については、選挙管理委員会が主導的な立場に立って、協力をお願いするというような形でなかつたら、なかなか進まないと思います。

(大毛委員長)

他にございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 3 については了といたします。

次に、案件 4、その他案件をお願いいたします。

(花岡主幹)

「令和 7 年第 4 回市議会（定例会）について（報告）」という資料についてご説明いたします。

まず 1 つめ、大綱質疑の報告をいたします。質問者は中野 貴文議員（大阪維新の会 堺市議会議員団）です。

質問内容は、選挙についてです。

質問概要は、今回の商業施設での試行の結果、期日前投票所の増設は投票率向上に寄与したと考える。費用対効果を踏まえ、今後も継続して設置することを要望する、というものでした。

回答概要は、イオンモール堺北花田での期日前投票所は、2 日間で 6,308 人が利用し、10 代から 30 代までが 35.4% を占め、若年層の利用が多かった。アンケート結果では 95.9% が「今後も利用したい」と回答。商業施設での期日前投票所の増設は、選挙人にとって利便性、満足度が高い取組であったことを確認。選挙管理委員会として、今回の取組は投票機会拡大に一定の効果があったと認識し、今後も継続的な増設を検討していく旨を答弁いたしました。

大綱質疑については以上となります。

次に 2 つめ、総務財政委員会の報告をいたします。質問者は藤本 幸子委員（日本共産党 堺市議会議員団）です。

質問内容は、外出困難者の投票支援についてです。

質問の概要は、障害者や高齢者への支援策、不在者投票制度の周知方法、特に外出困難な方への支援策についてです。

回答概要は、投票所でスロープ、車いす、点字器、コミュニケーションボードを設置し、誰もが投票しやすい環境を整備しており、外出困難者は公職選挙法に基づき不在者投票制度が利用可能。なお、郵便等投票は障害者手帳や要介護区分により対象者が限定される。制度周知は広報紙や市ホームページ、病院・福祉施設を通じて実施。利用者数が少ないため、要介護区分の対象拡大を国に要望し、法改正を働きかけていると答弁いたしました。

次に質問者は兼城 剛委員（公明党 堺市議会議員団）です。

質問内容は、投票環境の整備についてです。

質問の概要は、障害者や高齢者が安心して投票できる支援策の現状、意思表示が困難な方への対応、他都市で導入されている投票支援カードの導入意向を問う、というものでした。

回答概要は、投票所でスロープや車いす配置、バリアフリー対策を実施。代理投票制度を適切に活用し、秘密保持を厳守。視覚障害者には点字器を貸与。意思疎通補助としてコミュニケーションボードを設置。投票支援カードは個別支援ニーズに対応する手段と認識し、他都市事例を参考に導入を検討する方針であると答弁いたしました。

市議会に関する報告は以上でございます。

(大毛委員長)

その他案件について質問はございませんか。

(西委員)

バリアフリーについては以前から言われています。堺が遅れているということです。早く改良するために、周知をしていかなければなりません。

(大毛委員長)

従来から使っている投票所、変更していない投票所というのは、根本的に大改造しないとバリアフリーにならないところが多いですよね。

バリアフリーするとすごいお金かかるというようなところからすると、なかなか進まないと思います。

(西委員)

また、学校の冷暖房について、北大阪、箕面は完了しています。堺市は遅れています。まずは早くバリアフリーにできるように、高齢者や体の不自由な方が無理なく行くことができる投票所にしなければいけません。

(裏山委員長代理)

イオンモール堺北花田の増設期日前投票所ですが、結果としてはよかったです。利用者数が 6,308 人。10 代から 30 代の若年層が多かったという特徴が結果として出ていますよね。なぜこういう結果になったか分かりますか。

(小須田事務局長)

参院選自体の関心が高かった部分が一番大きいと思います。Z 世代の層が来てくれたというのは、物価高という部分に対しての怒りなどがあったのかなと思います。もちろんショッピングセンターの利便性もあるかと思いますが、いろんな要素が重なって、そういう世代に刺さったのかなと思います。

(裏山委員長代理)

そこまで突っ込んだアンケートは取ってないですか。

(小須田事務局長)

便利だというのはアンケートの答えにはありました。

細かい個別の理由については聞いていません。

ショッピングセンターは、ショップも含め、若年層が集まるようなところですので、行きやすいというのは大きな要素になっています。

(裏山委員長代理)

選挙の争点が全然違うなど、選挙情勢が全然違うようなことであれば、例えばイオンモールで実施した場合、どうなのかという予想は、なんとなくできると思います。

(裏山委員長代理)

何をもって行きやすいのですか。

(小須田事務局長)

車が止めやすく、駅から近いという交通の利便性というのが大きな要素になっていると思います。

(裏山委員長代理)

費用の問題があると思うので、難しいと思いますが、検討の余地としては、例えば美原は、区役所の向かいにららぽーとがある。区役所での期日前投票所をやめて、ららぽーとに設置すると、投票率が上がる可能性もありますよね。

(小須田事務局長)

可能性としてはあるかもしれないです。ららぽーとのショップ構成を考えると、若い世代の人、ファミリー層が来る、そして、投票するという連続性に繋がると思います。

(裏山委員長代理)

はっきりとしたエビデンスを持って、実施できるといいかなと思います。何年もかけてデータを集めないといけないかもしれません。こういう結果でしたというので終わるのではなく。

(小須田事務局長)

データの蓄積をすることによってトレンドができてくると思います。

(花岡主幹)

投票を放棄する理由を堺市でもアンケートを取りまして、全国ではどちらかというと政治的無関心で投票を放棄するという方が多いですが、堺市の場合は時間がなく忙しいからという理由が多いです。

今回のイオンモールの特徴といたしましては、若い人が多く、比較的投票率が高い70代は非常に少なかったです。若い人達は時間的にいとまがないというところで、投票だけではなく、買い物やこどもを連れて遊ぶなど、全部済ませられる商業施設というのが非常にニーズとしてあったのではないかというのが色々なアンケートの組み合わせで考えられるのかなと考えております。

(裏山委員長代理)

アンケートの組み合わせの結果、こういうふうに推察が可能だから、それを一つのエビデンスとして検証していくということでないと、結果がよかつたから次もやりますという話ではなく、必要性があるから次も実施するという話にすべきだと思います。

(大毛委員長)

他にございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは、これをもちまして、第13回選挙管理委員会を閉会いたします。